

令和8年度 京都市立九条中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決に繋げることが重要である。

基本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、また、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、さらに、京都市での「京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）の改定を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

[実施予定] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教諭 教育相談主任 生徒会主任
スクールカウンセラー

- [内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- [周知方法] ・（全校生徒）年度当初の全校集会にて紹介
- ・（全保護者）年度当初の学校だよりにて紹介
 - ・（新入生の保護者）入学式後の保護者説明会にて紹介

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・安全・安心が確保された教育環境（学習環境）の中で、生徒が自ら進んで意欲的に学習や行事、部活動等の教育活動に取り組むことは、いじめの未然防止の観点からも非常に重要であるとの認識のもと、ハード・ソフトの両面において、安全・安心な教育環境（学習環境）の構築を推進し、いじめの未然防止に努める。

授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「対話的で深い学び」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために小中一貫教育で設定している九条生活プラン・九条学習プランの周知・徹底に努め、学習規律の定着に努める。また、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研究会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育・人権教育の充実

- ・学校教育目標の中にある「豊かな心（命と人権を大切にし、他者を思いやる心や社会への貢献、責任感、正義感などの道徳的な価値を大切に作る心や美しいものに感動する心）」の育成に努め、一人ひとりが大切にされ、仲間を信頼し生き生きと活動できる学校を実現するための取組を推進する。
- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内指導体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのためにこれまで行ってきた道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用いて指導・啓発を行う。また、休日参観において道徳の公開授業を実施し、参観いただく保護者・地域の方々と共に生徒の道徳的態度や資質の育成について考える機会とする。
- ・いじめは「基本的人権を脅かす行為」である。この意味において、人権の大切さを理解し、人権感覚を高めることは、いじめ防止の観点において非常に重要な意味を持つと考える。人権についての学習はもとより、全ての教育活動を通して、人権尊重の精神及び人権感覚の涵養を図る。

体験活動の充実

- ・生き方探究チャレンジ体験やボランティア活動、教科授業、総合的な学習の時間、特別活動、道徳の時間等、全ての教育活動を有機的につなぎ、将来展望を拡大すると共に、道徳的価値感を深める指導の充実を図る。また、キャプテン会議を中心とした南区一斉清掃への参加・協力など、地域との関わりを大事にする中で、生徒の自己有用感の向上を図り、いじめの未然防止へ繋げる。

生徒会を中心とした取組の充実

- ・学校行事や生徒会活動等に生徒が主体的・自治的に取り組めるよう条件整備を進める。集団活動の中で、集団の一員として役割・責任を果たすことを通して自己有用感や自己肯定感を高めたり、また、やり遂げることで得られる充実感や充足感を、自己の存在意義に認識や将来展望へと繋げる。さらには、これらの取組を通して、生徒同士の絆を深めると共に、自己実現へ向けて前向きに取り組む態度の育成を図る。

保護者・地域の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』『他の子どもを

いじめていないか?』等の家庭・地域での声かけを生み出していけるように努める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・いじめ防止対策推進法第2条において、いじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」となっている。（京都市のいじめ防止条例では、「当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。」と付加されている。）また、この定義では起こった場所は学校の内外を問わないとなっている。この定義について教職員に周知・徹底をおこない早期発見・積極的認知に繋げる。
- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化も見逃さず、生徒の実態把握に努める。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。
- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート等を年に複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・教育相談週間を設定し、面談の中で生徒の悩みや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適切な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察を含めた関係機関との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・いじめを行った生徒及び保護者に対しても、事実関係について説明し、いじめを行った生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、再発防止に向けた指導を行う。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

*次ページに記載。

インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・京都市教育委員会・京都府警本部等関係各機関や携帯会社等の外部機関と連携し「非行防止教室」や「携帯教室」を実施する。インターネットやスマートフォン・携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗等の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- 学習環境の整備
- 道徳教育・人権教育の充実
- 児童生徒同士の絆づくり
- 授業改善
- 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】
●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】
●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】
●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】
●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】
●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】
●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。そのためにもいじめ解消の定義を明確化する必要があり、いじめが「解消している」状態について次の2つの要件を示し、解消に至るまで必要な支援等を継続することとする。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間*は止んでいること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

*期間は目安であり、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する必要がある。

- ・上記のいじめが『解消している』状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめをおこなった生徒についても日常的に観察を継続していく。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・教職員の抱え込みを防ぐために、情報を流し続けるような校内体制を構築し、それを集約し対応を協議する組織を作り対応を進めていく。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・定期的に、生徒観察の視点点検を行い教職員相互で情報交換を各週1回程度行う。(補導係会)

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・いじめ発生時には、被害生徒に対して丁寧なケアを行い、状況によっては、スクールカウンセラーへ繋ぎ継続的な心のケアをおこなっていく。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会など地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど連携を促進し、学校と地域社会、過程が協働する体制の充実を図る。

5 重大事態への対処

- ・重大事態については、「いじめ防止対策推進法第28条」において、次の通り定義されている。

① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

重大事態の定義に基づき、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。

- ・調査を行うに当たっては、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- ・いじめを行った生徒及び保護者に対しても、事実関係について説明し、いじめを行った生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、再発防止に向けた指導を行う。

6 年間計画（予定）

・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（生徒指導委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」【P】 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」【P】 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」【P】 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 「いじめ対策委員の紹介」 ・学級開き【D】 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会【D】 ・学級目標決め【D】 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の記名式アンケートについて確認と共有【P】 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会で保護者啓発 ・家庭訪問週間
5	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ対策委員会② 「情報の検討と評価、組織的対応の確認」【CA】 「未然防止に向けた取組の確認」【CA】 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」【CA】 「社会性チェックリストの実施に向けて」【CA】 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」【P】 「学校評価項目の確認」「体育祭に向けて」 ◆小中合同研修会① 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話【D】 ・LEVEL UP WEEK①【D】 ・小中連絡会 【全学年】非行防止教室 【3年】修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施①【D】 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会①（学校関係者評価） ・休日参観 ・PTA 総会 ・部活保護者会 ・道徳公開授業
6	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ対策委員会③ 「記名式アンケートの実施に向けて」【P】 「学校評価アンケートの実施に向けて①」【P】 「社会性チェックリストの実施に向けて」【P】 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 【全学年】携帯教室 【2年】高校訪問、 【3年】大学訪問 		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観週間①
7	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシート・教育相談の評価と結果の共有・対策」【CA】 「社会性チェックリストの評価と結果の共有・対策①」【CA】 「夏季休業中の生活について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・夏季学習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①【D】 ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①【D】 ・社会性チェックリストの実施・学年集約と共有①【D】 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会 ・学校評価アンケートの実施

8	<p>◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し①PDCA サイクル」【A】 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて 「学校評価の結果について①」</p> <p>◆校内研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」【P】</p> <p>◇いじめ対策委員会⑥ 「夏休み明けの生徒の様子について」【P】 「不登校生徒への関わりについて」【P】 「自殺予防について」【P】</p> <p>◆小中合同研修会②</p>	<p>・生徒会リーダー研修会 ・LEVEL UP WEEK②</p>	<p>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討【D】</p>	<p>・地域パトロール</p>
9	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「文化祭に向けて」</p>	<p>・文化祭に向けての取組</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「記名式アンケートの実施に向けて」【P】</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」【CA】</p>	<p>・文化祭 ・体育祭</p>	<p>・教育相談の実施② (3年進路相談) 【D】</p>	<p>・学校評価の実施 ・授業参観週間② ・道徳公開授業 ・学校運営協議会② (学校関係者評価)</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑨ 「年間の取組の見直し①」【A】 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」【P】 「社会性チェックリストの実施に向けて」【P】</p>	<p>・小中合同授業研修会①</p> <p>【1年】防煙教室、 ジョイ JOB ランド</p> <p>【2年】携帯教室 チャレンジ体験</p> <p>・小6中学校体験・授業・ 部活動体験</p>		<p>・進路保護者会 ・入学説明会</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の評価と結果の共有・対策」【CA】 「社会性チェックリストの評価と結果の共有・対策②」【CA】 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」【A】 「次年度の基本方針の見直しと作業について」【P】</p>	<p>【3年】薬物乱用防止教室 ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会</p>	<p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②【D】 ・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有②【D】 ・社会性チェックリストの実施・学年集約と共有②【D】</p>	<p>・三者懇談会 ・学校評価アンケートの実施</p>
1	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」【P】 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「学校評価の実施について②」</p> <p>◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」【P】</p>	<p>・LEVEL UP WEEK③</p>		<p>・家庭地域教育講座</p>

2	<p>◇いじめ対策委員会⑫</p> <p>「クラスマネジメントシートの結果から」【CA】</p> <p>「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」【CA】</p> <p>「社会性チェックリストの実施に向けて」【P】</p> <p>◆年間反省②（全体）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」【CA】</p> <p>◆小中合同研修会③</p>		<p>・社会性チェックリストの実施・学年集約と共有③【D】</p>	<p>・学校評価の実施</p>
3	<p>◇いじめ対策委員会⑬ ←</p> <p>「社会性チェックリストの評価と結果の共有・対策③」【CA】</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」【A】</p> <p>◆職員会議</p> <p>「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」【CA】</p> <p>「来年度のいじめ防止基本方針について」【CA】</p>	<p>【1、2年】薬物乱用防止</p> <p>教室</p> <p>・小中連絡会</p> <p>・3年生を送る会</p> <p>・卒業式</p> <p>・学級のまとめ</p> <p>・学年集会</p>	<p>・第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有③【D】</p> <p>・記名式アンケートの保管</p> <p>・クラスマネジメントシートデータ保管</p>	<p>・学校運営協議会③（学校関係者評価）</p>